

## 山口県中部1市4町合併協議会小委員会設置規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、山口県中部1市4町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、山口県中部1市4町合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 小委員会は、山口県中部1市4町合併協議会(以下「協議会」という。)から付託された事項について調査、審議等するものとする。

### (委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が必要に応じて、会長、副会長及び委員(以下「協議会の委員等」という。)の中から選任する。

2 前項の委員のほか、必要に応じて協議会の委員等以外の者を小委員会の委員に加えることができる。

### (組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

### (会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (関係者等の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて、関係者等の出席を求めることができる。

### (報告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

### (庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

### (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年9月11日から施行する。